

令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の
県外観光客への開放に係る警備管理業務仕様書（案）

1 目的

阿波おどり期間中、徳島県庁来庁者駐車場（以下、「駐車場」という。）利用者が、安全かつ円滑に
出入り又は駐車できるよう車両の誘導整理を行うとともに、周辺道路の渋滞緩和を図る。

2 業務内容

- (1) 駐車場及び周辺道路の警備業務（駐車場案内・整理業務及びチラシ、うちわ等の配布を含む）
- (2) 事故等発生時の関係先への通報連絡
- (3) 駐車場利用状況（期間 8 月 12 日から 15 日までの 4 日間）を日別・都道府県別に報告すること
- (4) 警備計画の作成及び業務完了報告書の作成
- (5) 駐車場内の清掃

3 業務日時及び配置人員

業務内容	業務日	配置人数 (人)	左のうち現 場責任者の 数(人)	業務時間
(1)駐車場の警備業務 (2)事故等発生時の関係 先への通報連絡	令和7年8月12日(火)	8	1	13:00～16:00(3h)
		11	2	16:00～19:00(3h)
		10	2	19:00～20:00(1h)
		8	1	20:00～21:00(1h)
		3	1	21:00～24:00(3h)
	令和7年8月13日(水)	8	1	13:00～16:00(3h)
		11	2	16:00～19:00(3h)
		10	2	19:00～20:00(1h)
		8	1	20:00～21:00(1h)
		3	1	21:00～24:00(3h)
	令和7年8月14日(木)	8	1	13:00～16:00(3h)
		11	2	16:00～19:00(3h)
		10	2	19:00～20:00(1h)
		8	1	20:00～21:00(1h)
		3	1	21:00～24:00(3h)
	令和7年8月15日(金)	8	1	13:00～16:00(3h)
		11	2	16:00～19:00(3h)
		10	2	19:00～20:00(1h)
		8	1	20:00～21:00(1h)
		3	1	21:00～24:00(3h)
(3)駐車場内清掃	令和7年8月16日(土)	2	—	7:00～ 9:00(2h)

4 現場責任者の資格要件

上記の表のとおり現場責任者を配置すること。

現場責任者は、交通誘導警備業務検定２級以上所持者とし、正規従業員をもって充てること。

なお、警備計画には、当該現場責任者の資格証明書及び雇用状況がわかる書類を添付すること。

5 現場警備員の要件

警備員について、現場責任者は受託者の団体に所属する正規従業員とするが、そのほかの人員については所属外の人員でも可とする。ただし、現場責任者において教育を実施し安全・安心な運営に努めること。なお、配置については、「別紙配置案」による。

6 清掃業務

徳島県が準備する清掃用具を用いて、駐車場内に散乱する紙、缶、ビン、ペットボトル等を回収すること。なお、廃棄物の処理は徳島県が実施するため所定の時間内に業務を終了させ徳島県担当者に引渡しを行うこと。

7 休憩場所

休憩は徳島県が指定する駐車場内に車両を駐車（３台まで）させ、車内で休憩をとることとする。なお、休憩場所は常時開放しているため、許可の無い車両が来た場合は対応すること。

8 警備計画の作成

以下の事項を記載するものとする。

- ①現場責任者氏名、連絡先
- ②警備要員の人数、配置図
- ③各警備要員の担当業務概要
- ④服装、装備品
- ⑤安全配慮に係る具体的留意事項
- ⑥緊急連絡体制
- ⑦その他県及び受託者が必要と考える事項

9 留意事項

- (1) 駐車場の利用車両は、普通自動車以下の県外ナンバー車(二輪車を除く。)とする。
ただし、普通自動車であっても車体サイズによっては駐車を断る場合があるものとする。
- (2) 駐車場の利用料金は、無料とする。
- (3) 駐車場出入口は、県庁北側通用口とする。
- (4) 駐車場の利用期間は、次のとおりとする。
8月12日(火)・8月13日(水)・14日(木)・15日(金) 午後6時から午後11時まで
- (5) 駐車場案内業務に必要な用具を配備すること。
- (6) 業務従事者の労務管理は、各種法令を遵守し、受託者において適切に対応すること。
- (7) その他詳細については、徳島県と十分に協議をした上で業務にあたること。

